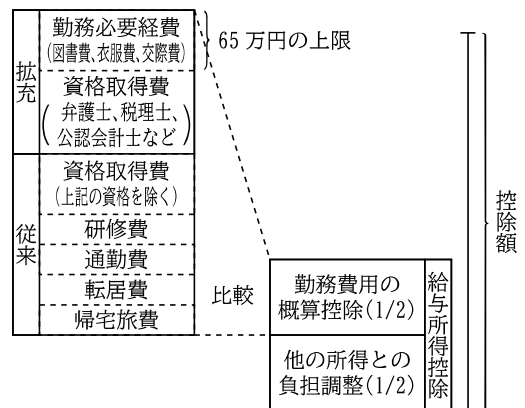


★所得の種類と所得金額の計算方法

所得の種類		所得金額の計算方法
事業所得	営業、農業等の事業をしている場合に生じる所得	収入金額－必要経費＝事業所得の金額
不動産所得	地代、家賃、権利金など	収入金額－必要経費＝不動産所得の金額
利子所得	公債、社債、預貯金などの利子	収入金額＝利子所得の金額 (所得税で源泉分離課税される利子所得には、道府県民税利子割が分離課税されます。)
配当所得	株式や出資金の配当など	収入金額－株式などの元本取得のために要した負債の利子＝配当所得の金額
給与所得	サラリーマンの給料など	収入金額－(給与所得控除額＋特定支出額が給与所得控除額の1/2を超える場合におけるその超える部分の金額)＝給与所得の金額
雑所得	公的年金等、原稿料など他の所得にあてはまらない所得	次の①と②の合計額 ①公的年金等の収入金額－公的年金等控除額 ②①を除く雑所得の収入金額－必要経費
山林所得	山林を売った場合に生じる所得	収入金額－必要経費－特別控除額＝山林所得の金額
譲渡所得	土地などの財産を売った場合に生じる所得	収入金額－資産の取得価額などの経費－特別控除額＝譲渡所得の金額
退職所得	退職金、一時恩給など	(収入金額－退職所得控除額) × 1/2 = 退職所得の金額 ※ 勤続年数5年以下の法人役員等 収入金額－退職所得控除額＝退職所得の金額
一時所得	賞金、当選金や生命保険の満期一時金など	収入金額－必要経費－特別控除額＝一時所得の金額 (1/2の額が課税対象です。)

※ 給与所得における特定支出額については、特定支出の範囲に、①弁護士・公認会計士・税理士など、法令の規定に基づいてその資格を有する者に限って特定の業務を営むことができる資格の取得費、②職務と関連のある図書の購入費・職場で着用する衣服費・職務に通常必要な交際費・職業上の団体経費といった勤務必要経費が追加されました。勤務必要経費は65万円が上限となります。また、特定支出控除の適用判定の基準が、給与所得控除額の総額から給与所得控除額の2分の1に緩和されました。(特定支出控除の適用を受けるためには、税務署への確定申告が必要。)



■給与所得

給与収入から給与所得は下記の計算式で求められます。

給与等の収入金額の合計金額	給与所得の金額
1円～ 550,999円まで	0円
551,000円～ 1,618,999円まで	収入金額の合計額から 550,000円を控除した金額
1,619,000円～ 1,619,999円まで	1,069,000円
1,620,000円～ 1,621,999円まで	1,070,000円
1,622,000円～ 1,623,999円まで	1,072,000円
1,624,000円～ 1,627,999円まで	1,074,000円
1,628,000円～ 1,799,999円まで	$\frac{\text{収入金額}}{4,000}$ (小数点以下切り捨て) $\times 4,000 \times 60\% + 100,000$ 円
1,800,000円～ 3,599,999円まで	$\frac{\text{収入金額}}{4,000}$ (小数点以下切り捨て) $\times 4,000 \times 70\% - 80,000$ 円
3,600,000円～ 6,599,999円まで	$\frac{\text{収入金額}}{4,000}$ (小数点以下切り捨て) $\times 4,000 \times 80\% - 440,000$ 円
6,600,000円～ 8,499,999円まで	収入金額 $\times 90\% - 1,100,000$ 円
8,500,000円以上	収入金額 $- 1,950,000$ 円

※ 平成30年度税制改正により、令和3年度から給与収入が850万円を超える場合の給与所得控除額は195万円が上限となりました。

また、控除上限額引き下げの対象となる給与所得者の方のうち、子育てや介護に対して配慮する観点から、負担増が生じないようにするための措置として、所得金額調整控除が導入されました。

対象者：給与収入額が850万円を超える方で次の要件のいずれかに該当する方

- ① 本人が特別障害者に該当する方
- ② 23歳未満の扶養親族を有する方
- ③ 特別障害者である同一生計配偶者または扶養親族を有する方

控除額：給与収入額【1,000万円を超える場合は1,000万円】から850万円を控除した額の10%に相当する金額 ⇒ 控除額は最高で15万円

■雑所得

公的年金等の収入に対する雑所得は下記の計算式で求められます。
公的年金等の中には遺族年金・障害年金などの非課税所得は含まれません。

受給者の年齢	公的年金等の収入金額	雑所得の金額
65歳以上 (昭和33年1月1日 以前生まれの人)	1,100,000円以下	0円
	1,100,001円～3,299,999円まで	収入 - 1,100,000円
	3,300,000円～4,099,999円まで	収入 × 75% - 275,000円
	4,100,000円～7,699,999円まで	収入 × 85% - 685,000円
	7,700,000円～9,999,999円まで	収入 × 95% - 1,455,000円
	10,000,000円以上	収入 - 1,955,000円
65歳未満 (昭和33年1月2日 以降生まれの人)	600,000円以下	0円
	600,001円～1,299,999円まで	収入 - 600,000円
	1,300,000円～4,099,999円まで	収入 × 75% - 275,000円
	4,100,000円～7,699,999円まで	収入 × 85% - 685,000円
	7,700,000円～9,999,999円まで	収入 × 95% - 1,455,000円
	10,000,000円以上	収入 - 1,955,000円

※ 「65歳未満」であるかどうかの判定は、収入のあった年の12月31日の年齢によります。

※ 公的年金等による所得以外の所得に係る合計所得金額が1,000万円超2,000万円以下の場合には所得金額に10万円を加算、2,000万円超の場合には20万円を加算して計算してください。

公的年金等による収入のみの方が、お子さんなどの
税金上の控除対象扶養者となることのできるのは

{	65歳以上の人 158万円以下
	65歳未満の人 108万円以下


※ その年の給与所得控除後の給与等の金額と公的年金等に係る雑所得の金額がある納税義務者で、その合計額が10万円を超える場合には、所得金額調整控除を適用し、総所得金額の計算において、給与所得の金額から下記控除額を控除します。

〔控除額〕

給与所得控除後の給与等の金額 (10万円超の場合は10万円) +
公的年金等に係る雑所得の金額 (10万円超の場合は10万円) - 10万円

■所得控除

所得控除とは、税金を納める方の個人的な事情（配偶者や扶養親族がいるかどうか、また、病気や災害などによる出費があるかどうかなど）を考慮して、実情に応じた税負担を求めるために、所得金額から差し引くことになっているものです。

種 類	内 容	控除金額
雑損控除	前年中に災害や盗難などにより資産に損害を受けた場合 ①(損失額－保険等の補てん額)－(総所得金額等×10%) ②災害関連支出の金額－5万円 ※東日本大震災の被災者支援等による特例あり	左記の①・②のうち多い方の金額
医療費控除	あなたやあなたと生計を一にする親族のため、前年中に支払った医療費 ※医療費控除の特例制度とは、いずれかを選択適用となります（重複適用は不可）。	差引負担額（支払った医療費の総額－保険金等で補てんされる金額）－(10万円か総所得金額等×5%のいずれか少ない金額) 【最高限度額 200万円】
医療費控除の特例制度（セルフメディケーション税制）	健康の維持増進・疾病の予防のための一定の取組を行っている方で、あなたやあなたと生計を一にする親族のために支払った特定一般用医薬品等の購入費 ※一定の取組や対象となる特定一般用医薬品等の詳細については、下記アドレスの厚生労働省ホームページにて確認できます。 	差引負担額（支払った特定一般用医薬品等の購入費－保険金等で補てんされる金額）－12,000円 【最高限度額 88,000円】
社会保険料控除	前年中に支払った社会保険料（国民健康保険税、国民年金、雇用保険、厚生年金、農業者年金、後期高齢者医療保険料、介護保険料など）	支払った社会保険料の全額
小規模企業共済等掛金控除	前年中に支払った小規模企業共済掛金と心身障害者扶養共済掛金	支払金額の全額
生命保険料控除	前年中にあなたやあなたの親族を受取人とする生命保険契約等に基づいて支払った保険料（一般の生命保険料、個人年金保険料、介護医療保険料） ①旧契約（生命保険、個人年金）※平成23年12月31日以前の契約 ○15,000円以下 ……支払保険料の金額 ○15,000円を超え40,000円まで …支払保険料×1/2+7,500円 ○40,000円を超え70,000円まで …支払保険料×1/4+17,500円 ○70,000円超 ……35,000円 ②新契約（生命保険、個人年金、介護医療保険） ※平成24年1月1日以降の契約 ○12,000円以下 ……支払保険料の金額 ○12,000円を超え32,000円まで …支払保険料×1/2+6,000円 ○32,000円を超え56,000円まで …支払保険料×1/4+14,000円 ○56,000円超 ……28,000円	左記の式で計算した金額 最高限度額 ①旧契約 生命保険料 35,000円 個人年金保険料 35,000円 合計 70,000円 ②新契約 生命保険料 28,000円 個人年金保険料 28,000円 介護医療保険料 28,000円 合計 70,000円 ※ 新旧両契約の一般生命保険、個人年金保険料控除の適用を受ける場合には、それぞれの上限は28,000円となります。

種 類	内 容 及 び 控 除 金 額														
配偶者控除	前年12月31日現在(年の中で死亡した人はその死亡日現在)で、生計を一にする配偶者(内縁は含まない)を有する納税義務者は、自身の合計所得金額及び配偶者の合計所得金額に応じて、下表の区分に応じた控除金額により、配偶者控除又は配偶者特別控除の適用を受けることができます。(ただし、事業専従者は除く)														
配 偶 者 特 別 控 除	<table border="1"> <tr> <td>納税義務者の合計所得金額 ()は給与収入の場合</td> <td>900万円以下 (1,095万円以下)</td> <td>900万円超～ 950万円以下 (1,095万円超 1,145万円以下)</td> <td>950万円超～ 1,000万円以下 (1,145万円超 1,195万円以下)</td> <td>1,000万円超 (1,195万円超)</td> </tr> <tr> <td>配偶者の合計所得金額 ()は給与収入の場合</td> <td colspan="4">配偶者(特別)控除による控除金額</td> </tr> </table>	納税義務者の合計所得金額 ()は給与収入の場合	900万円以下 (1,095万円以下)	900万円超～ 950万円以下 (1,095万円超 1,145万円以下)	950万円超～ 1,000万円以下 (1,145万円超 1,195万円以下)	1,000万円超 (1,195万円超)	配偶者の合計所得金額 ()は給与収入の場合	配偶者(特別)控除による控除金額							
		納税義務者の合計所得金額 ()は給与収入の場合	900万円以下 (1,095万円以下)	900万円超～ 950万円以下 (1,095万円超 1,145万円以下)	950万円超～ 1,000万円以下 (1,145万円超 1,195万円以下)	1,000万円超 (1,195万円超)									
	配偶者の合計所得金額 ()は給与収入の場合	配偶者(特別)控除による控除金額													
	配偶者 控除	48万円以下 (1,030,000円以下)	33万円	22万円	11万円	適用 除外									
		老人控除対象配偶者	38万円	26万円	13万円										
	配偶者特別 控除	48万円超 100万円以下 (1,030,001円～1,550,000円まで)	33万円	22万円	11万円										
		100万円超 105万円以下 (1,550,001円～1,600,000円まで)	31万円	21万円	11万円										
		105万円超 110万円以下 (1,600,001円～1,667,999円まで)	26万円	18万円	9万円										
		110万円超 115万円以下 (1,668,000円～1,751,999円まで)	21万円	14万円	7万円										
		115万円超 120万円以下 (1,752,000円～1,831,999円まで)	16万円	11万円	6万円										
120万円超 125万円以下 (1,832,000円～1,903,999円まで)		11万円	8万円	4万円											
125万円超 130万円以下 (1,904,000円～1,971,999円まで)		6万円	4万円	2万円											
130万円超 133万円以下 (1,972,000円～2,015,999円まで)		3万円	2万円	1万円											

令和2年分の収入から、給与所得控除額が一律10万円引き下げられ、基礎控除額を同額引き上げたことにより、配偶者控除及び配偶者特別控除の適用が受けられる配偶者の合計所得金額の上限が10万円引き上げられています。

種 類	内 容	控 除 金 額												
地震保険料控除	前年中に居住用家屋等に係る損害保険契約等に基づいて支払った地震保険料 ○50,000円以下 ……………支払保険料の1/2金額 ○50,000円超 ……………25,000円(最高限度額) ※経過措置として平成18年12月31日までに締結した長期損害保険料は、従前の長期損害保険料控除のとおり控除できる。 ○5,000円以下 ……………支払保険料の金額 ○5,000円を超え15,000円まで …支払保険料×1/2+2,500円 ○15,000円超 ……………10,000円 長期損害保険料控除分と地震保険料控除分を併せて適用する場合、それぞれについて計算した額の合計額(最高限度額25,000円)	左記の式で計算した金額 最高限度額25,000円												
障害者控除	本人、同一生計配偶者、扶養親族が障がい者である場合 ※扶養親族が同居の特別障害者である場合は控除金額に同居特別障害者加算額を加算	260,000円 300,000円(特別障害者) 230,000円(同居特別障害者加算)												
寡婦控除	①夫と離婚した後婚姻をしていない人のうち、次の要件をすべて満たすもの。 (1)子以外の扶養親族(前年中の合計所得金額が48万円以下)がいる (2)前年中の合計所得金額が500万円以下である (3)事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる人がいない ②前年12月31日現在、夫と死別した後婚姻をしていない人や、夫の生死の明らかでない人で、上記(2)及び(3)の要件を満たすもの ※ひとり親に該当する方を除きます。	260,000円												
ひとり親控除	前年12月31日現在、婚姻をしていない人や、配偶者の生死の明らかでない人のうち、次の要件をすべて満たすもの (1)生計を一にする子(前年の総所得金額等が48万円以下)がいる ※他の納税者の同一生計配偶者や扶養親族とされている方は除く (2)前年の合計所得金額が500万円以下である (3)事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められるものがない	300,000円												
勤労学生控除	大学や高校などの学生や生徒で、前年の合計所得金額が75万円以下、かつ、給与所得等以外の所得が10万円以下である人	260,000円												
扶養控除	前年12月31日現在(年途中で死亡した人はその死亡日現在)で生計を一にする親族や都道府県知事に養育を委託された児童、養護を委託された老人で、前年の合計所得金額が48万円以下の人(ただし、事業専従者は除く) 一般扶養親族 (16歳～18歳) ……………1人につき330,000円 (23歳～69歳) 特定扶養親族 (19歳以上) ……………1人につき450,000円 (23歳未満) 老人扶養親族(70歳以上) ……………1人につき380,000円 同居老親等(70歳以上) ……………1人につき450,000円													
基礎控除	納税義務者の前年の合計所得金額に応じて適用を受けることができます。	<table border="1"> <tr> <td>合計所得金額</td> <td>2,400万円以下</td> <td>430,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>2,400万円超2,450万円以下</td> <td>290,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>2,450万円超2,500万円以下</td> <td>150,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>2,500万円超</td> <td>0円</td> </tr> </table>	合計所得金額	2,400万円以下	430,000円		2,400万円超2,450万円以下	290,000円		2,450万円超2,500万円以下	150,000円		2,500万円超	0円
合計所得金額	2,400万円以下	430,000円												
	2,400万円超2,450万円以下	290,000円												
	2,450万円超2,500万円以下	150,000円												
	2,500万円超	0円												

■事業専従者控除

生計を一にする親族（15歳以上）が1年のうち6カ月を超える期間を事業に専ら従事している場合には、次の金額が控除できます。

区 分	控 除 額
青色申告者	支払った給与の金額（税務署長の承認が必要です。）
白色申告者	事業専従者1人につき次の①②のいずれか低い金額 ①配偶者86万円・その他の親族50万円 ②事業所得÷（事業専従者の人数+1）

※ 事業専従者は、配偶者控除・配偶者特別控除・扶養控除から除きます。

■税額控除

配当所得がある場合などは、算出された所得割額から次による控除額が差し引かれます。

控除の種類	控除の内容				
	種類 税目	利益の配当等	私募証券投資信託等		
			外貨建等以外の 証券投資信託	外貨建等証券 投資信託	
配 当 控 除	課税所得金額の 1,000万円以下 の部分に含まれ る配当所得	市民税	1.6%	0.8%	0.4%
		県民税	1.2%	0.6%	0.3%
	課税所得金額の 1,000万円を超 える部分に含ま れる配当所得	市民税	0.8%	0.4%	0.2%
		県民税	0.6%	0.3%	0.15%
住宅借入金等 特別税額控除	所得税の住宅ローン控除適用者で、控除しきれない 額がある場合、住民税から控除されるもの			28、29ページ参照	
調 整 控 除	税源移譲に伴い、所得税と住民税の人的控除の差額 から生じた負担を、調整し控除するもの			36、37ページ参照	
寄 附 金 税 額 控 除	地方公共団体（都道府県・市区町村）への寄附金			26、27ページ参照	
	住所地の都道府県共同募金会及び日本赤十字社支部 への寄附金			24、25ページ参照	
	市の条例や県の条例で指定された団体への寄附金				
外 国 税 額 控 除	外国で所得税、県民税、市民税に相当する税を課された場合で、所得税と 県民税所得割額から控除しきれなかった額は、所得税の外国税額控除限度 額の18%を限度として市民税の所得割額から控除するもの				

■土地・建物等の譲渡所得等に係る分離課税

市民税・県民税の所得割は、各種の所得金額を合計して税額を計算する総合課税を原則としていますが、土地・建物等の譲渡所得等については、他の所得と分離して所得割を課税する特例が設けられています。

(1) 土地・建物等に係る譲渡所得

① 税額の計算方法

土地・建物等の譲渡所得に係る税額は、次の計算方法により算出されたものによります。

課税譲渡所得金額(※) × 税率

※課税譲渡所得金額(他の所得から控除しきれなかった所得控除額等がある場合は、譲渡所得金額からその額を差し引いた後の金額となります。)

= 譲渡価格 - (取得費 + 譲渡費用) - 特別控除額

② 譲渡所得の区分等

土地・建物等の譲渡所得については、譲渡した年の1月1日における所有期間が、5年を超えるものは「長期譲渡所得」に、5年以下のものは「短期譲渡所得」に区分され、その税率等は、次のとおりとなります。

区 分		税額の計算方法	税 率		
			市民税	県民税	
課税長期 譲渡所得	一 般	課税長期譲渡所得金額 × 税率	3%	2%	
	優良住宅地等 に係るもの	2,000万円 以下の場合	課税長期譲渡所得金額 × 税率	2.4%	1.6%
		2,000万円 超の場合	課税長期譲渡所得金額 × 税率 -(市民税: 12万円・ 県民税: 8万円)	3%	2%
	居住用財産 に係るもの	※収用等により代替資産を取得したときの特別控除が適用される場合は、 この特例の適用はありません。			
		6,000万円 以下の場合	課税長期譲渡所得金額 × 税率	2.4%	1.6%
	6,000万円 超の場合	課税長期譲渡所得金額 × 税率 -(市民税: 36万円・ 県民税: 24万円)	3%	2%	
課税短期 譲渡所得	一 般	課税短期譲渡所得金額 × 税率	5.4%	3.6%	
	国又は地方公共団体等 に対する譲渡	課税短期譲渡所得金額 × 税率	3%	2%	

(2) その他

(株式等に係る譲渡所得等)

上場株式等、その他の株式等	市民税	3%	県民税	2%
---------------	-----	----	-----	----

※ 市民税・県民税における上場株式等に係る配当所得等及び上場株式等に係る譲渡所得等について、所得税の確定申告で「総合課税」又は「申告分離課税」を選択した場合は、市民税・県民税も同様の課税方式が適用されます。

ただし、当該確定申告で住民税（市民税・県民税）について当該所得に関し「全部の申告不要」を選択した場合又は市民税・県民税の納税通知書の送達までに所得税の確定申告とは別に市民税・県民税申告書付表を提出した場合は、所得税と異なる課税方式を選択することができます。

なお、令和6年度分の市民税・県民税から所得税と課税方式が一致されるため、同年度分以後の市民税・県民税においては所得税と異なる課税方式の選択ができなくなります。

■退職所得に関する分離課税

退職金には、所得税と市民税・県民税がかかりますが、長年の勤労の対価と老後の安定という意味合いから、他の所得とは分離して税負担が軽くなるように配慮されています。通常の場合、市民税・県民税は前年の所得に対して課税されますが、退職所得では「現年分離課税」といって、所得税と同様に退職金の支払いを受けるときに税額が徴収されます。

●税額の算出

$$\frac{(\text{退職金} - \text{退職所得控除額})}{\text{※}} \times \frac{1}{2} \times (\text{市民税 } 6\% \cdot \text{県民税 } 4\%) = \text{税額}$$

- ※ 勤続年数5年以下の法人役員等については、1/2課税（×1/2）は適用されません。
- ※ 勤続年数5年以下の法人役員等以外の退職金についても、令和4年1月1日以後に支払いを受けるものに関しては、退職所得控除額を控除した残額の内300万を超える部分には1/2課税（×1/2）が適用されません。

●退職所得控除額

退職所得控除額は退職した人の勤続年数に応じて決まります。

勤続年数(1年未満の端数切り上げ)	退職所得控除額
20年以下の場合	40万円 × 勤続年数 (80万円に満たないときは80万円)
20年を超える場合	800万円 + 70万円 × (勤続年数 - 20年)